

◎新潟県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、土沢地区土地改良事業共同施行から区画整理事業（非補助）事業土沢地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成27年7月24日

新潟県南魚沼地域振興局長